

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第3号

埼玉県教育局  
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第二中	「3 級 主任の職務」	技能主任又は業務主任の職務
「職務」を	3 級 主任又は主任専門員の職務	技能主任、業務主任又は主任専門員の職務

「中」に改め、同表の備考3中「専門員」を「主任専門員及び専門員」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。